

麻しん風しん混合ワクチンの供給不足により、定期接種期間中に予防接種が受けられなかった宝塚市民の方へ

第1期⇒2歳半まで延長します

接種する前に、宝塚市立健康センターへ申請が必要です。（宝塚市の独自制度です）

1 救済措置の対象者と接種期間

	救済措置の対象者	救済措置の接種期間
麻しん風しん 第1期	令和5年4月2日～令和5年9月30日生まれて 2歳までに接種できなかった宝塚市民の方	2歳6か月まで（※）

※2歳6か月の例：令和5年5月1日生まれの場合は、令和7年10月31日まで

2 実施場所 **宝塚市定期予防接種実施医療機関に限る。**（市ホームページをご覧ください。）

3 費用 無料

4 申請書類（定期予防接種期間内に、申請手続きはできません。）

・宝塚市ワクチン供給不足に起因する任意予防接種申請書

※申請書：市立健康センターにて配布、市ホームページにてダウンロード可。

・母子健康手帳（予防接種の記録ページ）の写し

・郵送の場合は、返信用封筒（送付先を記載し、110円切手を貼付したもの）

5 提出先 〒665-0827 宝塚市小浜4-4-1
宝塚市立健康センター（宝塚市健康推進課） 予防接種担当
窓口か郵送で申請してください。

6 申請期限 令和7年9月30日まで

7 注意事項

- ・申請せずに接種した際の費用は払い戻しできません。必ず接種前に手続きしてください。
- ・救済措置期間での接種は任意接種となるため、万が一、健康被害が起こった場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになります。（定期予防接種に基づく救済とは別になります。）

【お問い合わせ先】 宝塚市立健康センター 予防接種担当 TEL 0797-86-0056